

訪問看護利用料金表（医療保険）

独立行政法人地域医療機能推進機構
二本松病院附属訪問看護ステーション
(令和7年3月1日現在)

健康保険対象者及び高齢者医療対象者の基本利用料の額は、利用者本人の負担割合に応じた料金となります。

(1) 基本利用料

訪問看護基本療養費（Ⅰ）		
イ保健師、助産師、看護師	週3日まで 5,550円/日	週4日目以降 6,550円/日
ロ准看護師	週3日まで 5,050円/日	週4日目以降 6,050円/日
ハ緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門ケアに係る専門の看護師	月1回 12,850円	
ニ理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	5,550/日	

訪問看護基本療養費（Ⅱ） 「同一建物居住者」に同一日に他の患者にも訪問した場合に算定する報酬		
イ保健師、助産師、看護師	同一日に2名 週3日まで 5,550円/日	週4日目以降 6,550円/日
	同一日に3名以上 週3日まで 2,780円/日	週4日目以降 3,280円/日
ロ准看護師	同一日に2名 週3日まで 5,050円/日	週4日目以降 6,050円/日
	同一日に3名以上 週3日まで 2,530円/日	週4日目以降 3,030円/日
ハ緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門ケアに係る専門の看護師	月1回 12,850円	
ニ理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	同一日に2人 5,550円/日	同一日に3人以上 2,780円/日

訪問看護基本療養費（Ⅲ）	
在宅療養に備えて一時的に外泊している者	8,500円

訪問看護管理療養費	
月の初日	13,230円
月2回目以降	3,000円

(2) 加算料金

24時間対応体制加算	6,800円/月
------------	----------

特別管理加算	(在宅酸素、褥創管理など)	2,500 円/月
〃	(カテーテル管理など)	5,000 円/月
緊急訪問看護加算	(医療体制条件あり、月 14 日まで)	2,650 円/日
〃	(医療体制条件あり、月 15 日以降)	2,000 円/日
難病等複数回訪問加算	(同日 2 回の訪問)	4,500 円
〃	(同日 3 回以上の訪問)	8,000 円
複数名訪問看護加算	(看護師等)	4,500 円
〃	(准看護師)	3,800 円
〃	(その他職員 同日 1 回の訪問)	3,000 円
〃	(その他職員 同日 2 回の訪問)	6,000 円
〃	(その他職員 同日 3 回以上の訪問)	10,000 円
夜間・早朝訪問看護加算		2,100 円/回
深夜訪問看護加算		4,200 円/回
長時間訪問看護加算	(90 分を超えた場合)	5,200 円/回
乳幼児加算		1,300 円/日
〃	(超重症児、準超重症児、厚生労働省が定める疾患等の児)	1,800 円/日
退院時共同指導加算		8,000 円/回
特別管理指導加算	(特別管理加算該当者の場合に追加)	2,000 円/回
退院支援指導加算	(退院当日の訪問看護)	6,000 円/日
〃	(〃 、長時間の場合)	8,400 円/日
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		2,000 円/回
専門管理加算	(専門の研修を受けた看護師による専門的な管理)	2,500 円/月
在宅患者連携指導加算		3,000 円/月
看護・介護職員連携強化加算		2,500 円/月
訪問看護情報提供療養費		1,500 円/月
訪問看護医療 DX 情報活用加算		50 円/月
訪問看護ベースアップ評価料 I		780 円/月
訪問看護ターミナルケア療養費	(死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上のターミナルケアを行った場合)	25,000 円

(3) その他の料金

①交通費

指定訪問看護に要した交通費は、1 回あたり 1Km53 円 (但し片道料金) で 500 円を限度として負担していただきます。

②死後の処置

死後の処置を行った場合は、10,000 円を負担していただきます。